

加須市指定ごみ袋取扱店の手引き

平成 26 年 4 月
加 須 市

目次

はじめに

- 1 指定ごみ袋制度の概要
- 2 取扱店の指定を受けるには
- 3 委託契約について
- 4 取扱店の業務内容
- 5 受託業務期間途中での変更・廃止
- 6 指定ごみ袋販売の流れ

申請書記載例

申請書様式

はじめに

市では、将来にわたって安定的にごみ処理を行うためには、最終処分場の延命化を図ることが必要であるという考えのもと、ごみの焼却後に発生する焼却灰の量を減らすことを第一に考えました。

このごみ焼却灰を減らすためには、ごみの焼却量を減少させなければならず、これを効果的に進める取組みとして、ごみの分別徹底を重点的に行なうこととしました。

そして、分別徹底をより効果的に進める手段のひとつとして、平成25年4月1日から燃やすごみ及び燃やさないごみを対象とした指定ごみ袋制度（有料制）を導入しました。

市では、この指定ごみ袋制度の円滑な推進と市民の利便性の向上を図るため、市内（一部市外）の店舗（個人又は法人）とごみ処理手数料の徴収に関する委託契約を締結することによって、その店舗の代表者にごみ処理手数料の徴収を委託し、併せて、ごみ処理手数料の納付と引換えに指定ごみ袋の交付をお願いすることとしました。

つきましては、ごみ処理手数料徴収委託契約の締結店舗の代表者には、本手引きに記載された事項を十分御理解のうえ、業務の円滑な推進が図れますよう特段の御配慮と御協力をお願いいたします。

1 指定ごみ袋制度の概要

家庭から排出される燃やすごみや燃やさないごみ（以下「燃やすごみ等」という。）を出す方は、指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）で、希望する指定ごみ袋の種類及び大きさに応じてごみ処理手数料を支払い、指定ごみ袋の交付を受けていただきます。

本手引き書では、『ごみ処理手数料』とは、指定ごみ袋のそれぞれの販売料金のことを言います。

指定ごみ袋の種類及び販売価格は、次のとおりです。

種類	大きさ	単 位	販売価格
燃やすごみ (半透明)	45ℓ	1冊(10枚入)	250円
	30ℓ	1冊(10枚入)	170円
	20ℓ	1冊(10枚入)	110円
	15ℓ	1冊(10枚入)	70円

種類	大きさ	単 位	販売価格
燃やさない ごみ(透明)	45ℓ	1冊(10枚入)	250円
	30ℓ	1冊(10枚入)	170円
	20ℓ	1冊(10枚入)	110円
	10ℓ	1冊(10枚入)	50円

2 取扱店の指定を受けるには

取扱店の指定を受けるには、次のような手続きが必要となります。

- (1) 「加須市指定ごみ袋取扱店指定申請書」に必要事項を記入のうえ、加須市長（以下「市長」という。）に提出してください。

申請書の記入方法については、10ページの記載例をご覧ください。

※店舗の代表者と納税義務者が異なる場合は、別に記入してください。

※市外の店舗の場合は、所在する自治体におけるすべての滞納状況が確認できる資料を添付してください。（納税証明書など）

(2) 申請書の提出について

土、日、祝日を除く平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。

※加須市役所資源リサイクル課へ提出してください。

(3) 市は、申請書を審査した結果、次の条件を満たし、ごみ処理手数料徴収に関する委託契約（以下「委託契約」という。）の締結をすることが適当と認めた場合は、申請者と「加須市指定ごみ袋取扱店」として指定し、委託契約の締結をします。

①市内に店舗を有すること。

②市税の滞納がないこと。

③営業に関し、法令に違反した行為がないこと。

※①にかかわらず、加須市民の利便性があると認められるときは、市外の店舗を対象とすることができる。

(4) 上記(3)の委託契約締結後、市は「加須市指定ごみ袋取扱店」の表示を交付し、取扱店の指定をします。

3 委託契約について

委託契約は、指定ごみ袋を納付者（市民）に交付（販売）していただく業務に関し、市と受託者（取扱店）との間で締結するものです。

4 取扱店の業務内容

(1) 「加須市指定ごみ袋取扱店」表示の掲示

取扱店は、市が交付する「加須市指定ごみ袋取扱店」の表示を外部からよく見える所に掲示してください。

(2) 指定ごみ袋の交付（販売）

ごみ処理手数料（指定ごみ袋の販売料金）を徴収したときは、その販売代金に応じた指定ごみ袋を交付（販売）してください。

なお、指定ごみ袋は、通常の商品と違って値引きやバーゲン品として扱うことはできませんのでご注意ください。

また、指定ごみ袋を交付（販売）後、領収書を求められる場合がありますが、その場合は、受託者本人の名で発行することができます。

(3) 指定ごみ袋の在庫管理と発注業務

指定ごみ袋の交付は、製造・配送事業者からの納品と同時進行するので、在庫管理を適正に行なってください。

指定ごみ袋の注文は、注文書をファクシミリ又はインターネットで市が指定する連絡先までお送りください。

① 店頭販売開始時期 注文後、店舗に指定ごみ袋が納品されたら販売

② 注文方法【市が指定した連絡先】

《市が指定》 指定ごみ袋受注・収納事業者（以下「受注収納事業者」という。）

※契約時に指定事業者をお知らせします。

③ 注文受付時間

毎週火曜日 午後 12 時 00 分まで

ファクシミリ又はインターネットは、24 時間受付可能

④ 注文単位

各種類とも 1 箱単位の注文となります。

【燃やすごみ】

・ 45 ㍻袋 1 箱 300 枚入り（1 冊 10 枚入り × 30 冊）

・ 30 ㍻袋 1 箱 300 枚入り（1 冊 10 枚入り × 30 冊）

・ 20 ㍻袋 1 箱 300 枚入り（1 冊 10 枚入り × 30 冊）

・ 15 ㍻袋 1 箱 300 枚入り（1 冊 10 枚入り × 30 冊）

【燃やさないごみ】

・ 45 ㍻袋 1 箱 300 枚入り（1 冊 10 枚入り × 30 冊）

・ 30 ㍻袋 1 箱 300 枚入り（1 冊 10 枚入り × 30 冊）

・ 20 ㍻袋 1 箱 300 枚入り（1 冊 10 枚入り × 30 冊）

・ 10 ㊮袋 1箱300枚入り（1冊10枚入り×30冊）

※燃やさないごみの10 ㊮袋の注文開始は、平成26年6月中旬からとし、店頭販売は、平成26年7月1日からとします。

⑤ 納品方法

取扱店は、市又は市の代行者へ注文し、別に指定する指定ごみ袋製造・配送事業者が取扱店へ指定ごみ袋を納品します。

【配達日】毎週木～土曜日までに配達します。

※日にちと時間の指定はできませんのでご注意ください。

(4) ごみ処理手数料徴収実績の報告

当月分のごみ処理手数料の徴収実績及び指定ごみ袋の交付実績については、市又は受注収納事業者が指定する実績報告書に必要事項を記入したうえで作成し、必ず翌月の5日（必着）までに受注収納事業者にファクシミリにより報告してください。

なお、交付実績がない場合でも必ず「実績なし」で報告してください。実績報告書は、必ず「出納簿」や「納品書」、「指定ごみ袋の在庫」を確認したうえで作成してください。

(5) ごみ処理手数料徴収金の納付及び徴収委託料の請求

① ごみ処理手数料徴収金の納付（原則口座引き落とし）

実績報告書の提出後、市又は受注収納事業者は、あらかじめ取扱店が指定する銀行口座より当月分のごみ処理手数料徴収金を引落とします。

② ごみ処理手数料徴収委託料の請求

市は、委託契約に基づき、取扱店に対し、ごみ処理手数料徴収委託料（以下「委託料」という。）を支払います。この委託料は、指定ごみ袋の交付枚数に応じて計算され、その額は、3円／枚（30円／冊、別途消費税及び地方消費税分が加算されます。）です。

※この委託料収入は、消費税課税売上げの対象となります。

支払いは、ごみ処理手数料徴収金を納付（口座引き落とし）する際に、この委託料を差し引いた額で納付していただく方法（繰替払方式）で

行ないます。

(6) 消費税の取扱いについて

① 指定ごみ袋の販売

指定ごみ袋の販売金額は、ごみ処理手数料としての市民からの預かり金なので、課税売上げに計上する必要はなく、消費税申告義務はありません。

② 市が店舗に支払う委託料

指定ごみ袋を販売したことに対して、市が店舗支払う委託料（30円／冊、別途消費税）は、課税売上げとして処理すること。

(7) その他留意事項

- ① 取扱店は、指定ごみ袋の納品時には必ず検品をすること。
- ② 取扱店は、すべての種類（サイズ）の指定ごみ袋を取扱うこと。
- ③ 指定ごみ袋の盗難については、取扱店の責任において処理すること。
- ④ 取扱店は、指定ごみ袋の欠品（不足）を生じさせないこと。

5 受託業務期間途中での変更・廃止

ごみ処理手数料徴収業務の委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間としていますが（ただし、初年度はこの限りではない。）、契約期間終了1ヵ月前までに解約の意思表示がなければ引続き契約を継続します。

この契約期間内に「加須市指定ごみ袋取扱店指定申請書」の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく「指定ごみ袋取扱店指定申請事項変更届」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

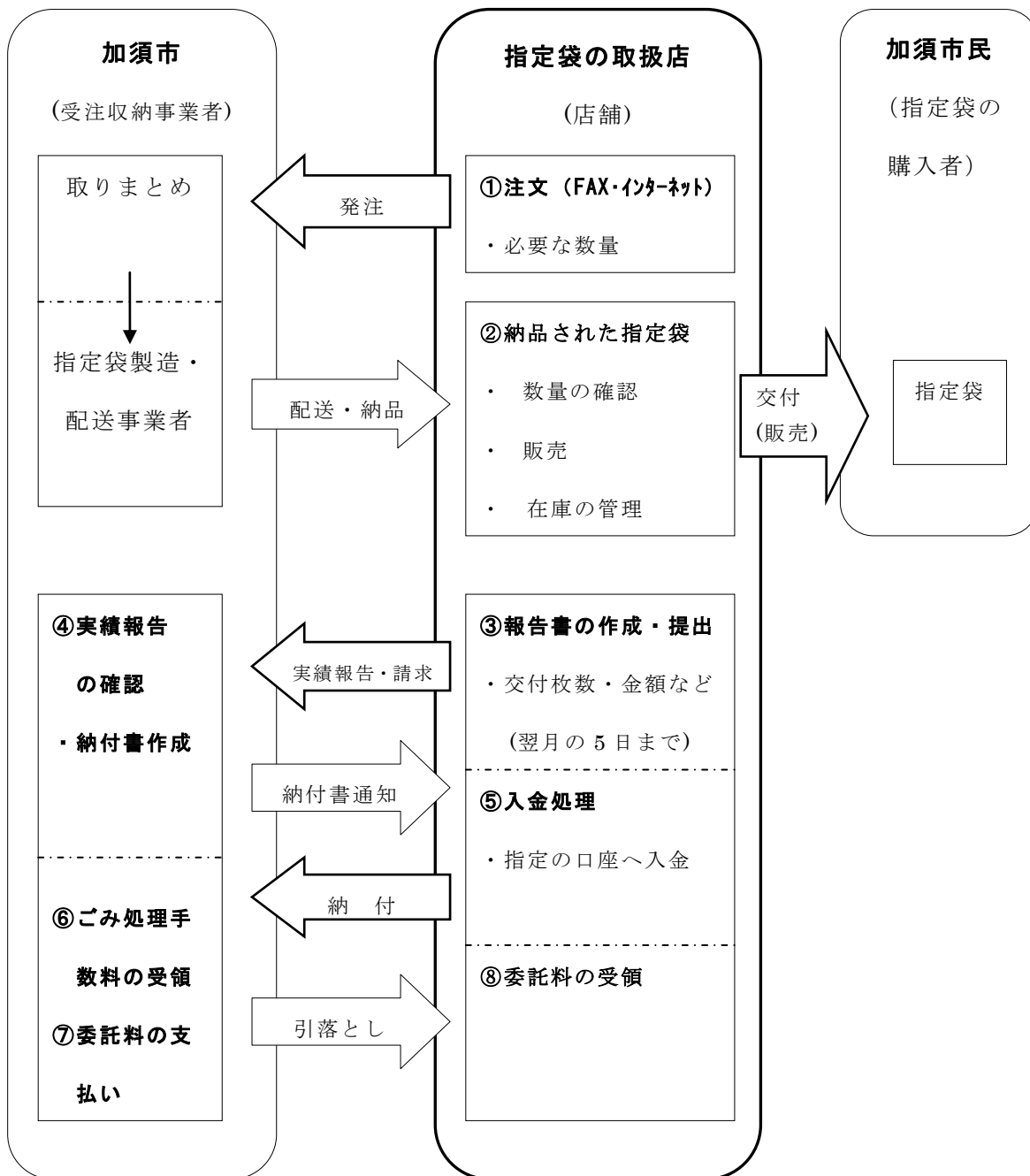
また、委託期間の途中で都合により取扱店の指定の取消しを受けようとする場合は、「指定ごみ袋取扱店指定取消届」を提出し、市長の承認を得なければなりません。

この承認を得た場合は、「指定袋取扱い及びごみ処理手数料徴収事務に関する委託契約」は解除されたものとみなします。

なお、一度取消届を提出し、市長の承認を受けた店舗は、再び指定を受け

ることは困難になりますので、ご了承ください。

6 指定ごみ袋販売の流れ



- ① 取扱店は、市（受注収納事業者）へ注文する。（FAX 又はインターネット）
- ② 取扱店は、加須市（指定ごみ袋製造・配送事業者）から納品された指定ごみ袋の確認、販売、在庫管理を行なう。
- ③ 取扱店は、毎月のごみ処理手数料徴収実績（種類、サイズ、交付数、在庫

数及び徴収金額)を翌月の5日までに市(又は市の代行者)に報告する。

- ④ 市(又は市の代行者)は、実績報告書を確認し、取扱店に納付書を送付する。
- ⑤ 取扱店は、指定の口座に当月分のごみ処理手数料を入金する。
- ⑥ 市(又は、市の代行者)は、取扱店の指定の口座から当月分のごみ処理手数料を受領(引落とし)する。
- ⑦ 市(又は、市の代行者)は、取扱店に対し、当月分の委託料を支払う。
- ⑧ 取扱店は、当月分の委託料を受領する。

指定ごみ袋取扱店指定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

加須市長 様

申請者 住 所 **加須市下三俣〇 - 〇**
 法人名又
 は商店名 **〇〇〇商店** ⑩
 代表者氏名 **加須 太郎** ⑩
 電話番号 **〇〇 - 〇〇〇〇**

指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、加須市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 3 条の規定により申請します。

店舗の所在地	加須市下三俣〇 - 〇
店舗の名称	〇〇〇商店
業 種	日用雑貨販売
代表者氏名	加須 太郎
電 話 番 号	〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇
F A X 番 号	△△△△ - △△ - △△△△
法人の場合の 納税義務者名	
納税義務者住所	

※市税等の納付状況等について、関係する担当課に照会することに同意します。

【備考】

取扱店舗が複数ある場合は、この申請書をコピーしてください。

様式第 1 号(第 3 条関係)

指定ごみ袋取扱店指定申請書

年 月 日

加須市長 様

申請者 住 所
法人名又
は商店名 ⑩
代表者氏名 ⑩
電話番号

指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、加須市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 3 条の規定により申請します。

店舗の所在地	
店舗の名称	
業 種	
代表者氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
法人の場合の 納税義務者名	
納税義務者住所	

※市税等の納付状況等について、関係する担当課に照会することに同意します。

【備考】

取扱店舗が複数ある場合は、この申請書をコピーしてください。

様式第 2 号(第 9 条関係)

指定ごみ袋取扱店指定申請事項変更届

年 月 日

加須市長 様

申請者 住 所

 法人名又
 は商店名 ⑩

 代表者名 ⑩

 電話番号

年 月 日付けで提出した指定ごみ袋取扱店指定申請書の内容
 に変更があったので、加須市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 9 条第 1 項の規
 定により次のとおり届出いたします。

1 変更期日 年 月 日

2 変更事項

住 所	(変更前)	
	(変更後)	
法人又は商店 名	(変更前)	
	(変更後)	
代表者氏名	(変更前)	
	(変更後)	
電 話 番 号	(変更前)	(変更後)
店舗の所在地	(変更前)	
	(変更後)	
店舗の名称	(変更前)	
	(変更後)	
業 種	(変更前)	
	(変更後)	
代表者氏名	(変更前)	
	(変更後)	
電 話 番 号	(変更前)	(変更後)
F A X 番 号	(変更前)	(変更後)

(備考) 太枠は申請者に関する事項、細枠は取扱店舗に関する事項について、
 変更となる項目を記入してください。

様式第 3 号(第 9 条関係)

指定ごみ袋取扱店指定取消届

年 月 日

加須市長 様

申請者	住 所
	法人名又
	は商店名 (印)
	代表者氏名 (印)
	電 話 番 号

年 月 日付け指定を受けた加須市指定ごみ袋取扱店の指定取消しを受けたいので、加須市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により承認くださるようお願いいたします。

承認を受けた場合は、年 月 日付けで契約を締結した委託契約を解除することに合意いたします。

1 取消希望期日 年 月 日

2 取消しを受けたい理由